

重要

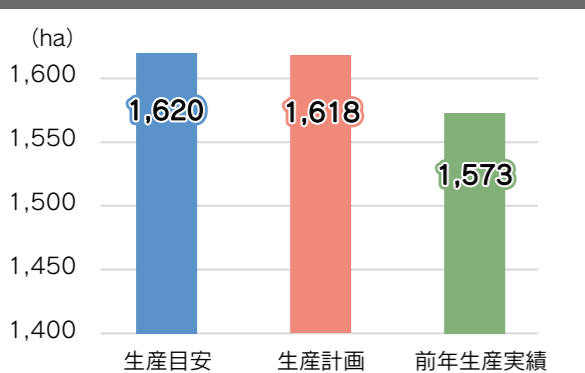
平成 30 年産から何がどうなるの？

- ① 毎年4月に農家に通知されていた生産数量目標面積通知がなくなります。
- ② ①に伴い、米の直接支払交付金（7,500円/10a）が廃止されます。
⇒主食用米の作付面積通知による強制感のある縛りはなくなります。

米政策の見直しを受け、事務的な部分も見直し

- ① 生産数量目標の廃止に伴い、3月に各農家へ配布していた「仮計画書」を廃止します。
- ② 仮計画書の廃止に伴い、3月の農会長説明会で営農計画書兼水稻共済細目書を配布します。
- ③ 営農計画書は複写様式を廃止し、1枚に変更します。
- ④ 農家控えや農会控えについては、市役所でコピーし、4月末に農会を通じて配布します。
- ⑤ 営農計画書の記載時期が1か月早くなるため、6月20日頃に「営農計画書修正願い」を立札と一緒に農会を通じて配布します。（作付計画が変更になる場合は修正できます）
※現地確認については水田活用の直接支払交付金制度が継続されるため昨年同様に実施します

平成 30 年南あわじ市主食用米
生産目安と生産計画の比較



南あわじ市の平成 30 年産の
主食用米作付けに係る情報

左図は南あわじ市における平成 30 年の主食用米の生産目安及び生産計画です。
生産目安とは兵庫県産米の需要に応じた生産が推進できるよう兵庫県農業活性化協議会が示す米の作付け判断の参考となる数値です。
また、市の生産計画は平成 29 年 12 月に調査した各農家における作付け計画の積上げ面積です。
※生産目安と計画面積がほぼ同じ面積となっており、需要量に応じた作付計画となっています

◆継続される水田活用の直接支払交付金制度の内容

作物名	単価 (10aあたり)	備考
麦・大豆	35,000円	出荷が条件となります。
飼料作物	35,000円	自家利用計画書または利用供給協定書等が必要です。
加工用米	20,000円	契約数量の出荷が条件となります。
WCS用稲	80,000円	新規需要米取組計画書及び集出荷報告書が必要です。
米粉・飼料用米	数量払い	収穫数量により55,000円～105,000円/10aに変動します。

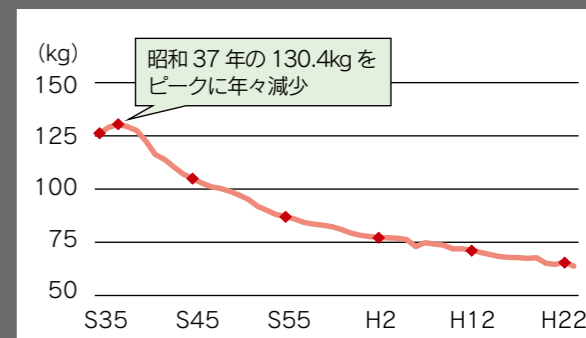
※玉ねぎやレタス等の地域特産野菜や農作業に係るコスト低減などの取組みに対して助成される産地交付金については、国からの配分額を受け、現在用途や交付単価を検討中です（3月の農会長説明会で配布するパンフレットに掲載）



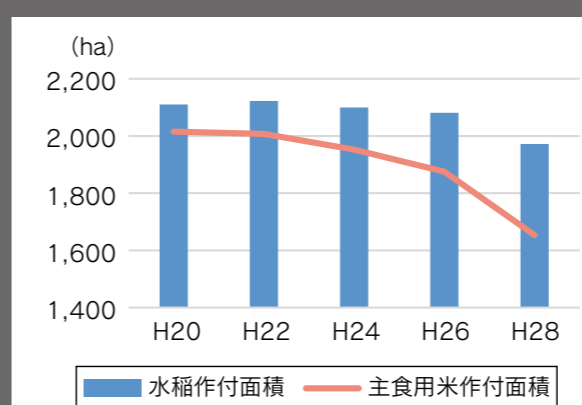
減反政策誕生の背景

戦後、食糧不足により国がお米の管理をしていましたが、1960年代に入ると、肥料や農業用機械の導入により、お米の生産量は増加しました。
一方でパン食をはじめ、食の欧米化に伴い、国民のお米の消費量は減少し、1960年と現代を比較するとお米の消費量は半分以下にまで落ち込みました。結果、生産量が消費量を上回り、1970年代にお米の生産調整（いわゆる減反政策）が始まりました。

米の消費量の推移
(1人1年当たり供給量)



南あわじ市の水稻作付面積



約 40 年続いたお米の生産調整の見直し

平成 20 年以降、減反政策の強化と並行して、用途の違うお米（家畜の飼料等）に対する支援がなされたことから、水田には飼料用の米等が作付けされ、それによって水田機能が維持されながら、生産調整が行われてきました。
この水田をフル活用する施策と生産者の主体的な経営判断により、経営の自由度を拡大して、需要に応じた米生産（売れる分だけお米を作る）を進めるため、行政からの生産目標という縛りをなくし、平成 30 年から米の生産調整が見直されます。